

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年9月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

静岡県清水港管理局長 杉本 文和

2 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 新興津CC4・5・6号機用、袖師CC3号機用ワイヤーロープ 1式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年3月13日（金）
- (4) 納入場所 新興津ふ頭、袖師第1ふ頭
- (5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「鋼材」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県又はその他の官公庁に対し、仕様書に示す機器と同等程度のものを納入した実績を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも

って、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、次の(1)及び(2)に掲げる事項を証明するため、物品の購入に係る入札説明書に記載された資料を、令和7年9月29日（月）午後4時までに清水港管理局総務課に提出しなければならない。

(1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

(2) 納期限までに納入する能力があること。

5 仕様書・入札説明書の配布期間、配布場所及び配布方法について

(1) 配布期間

令和7年9月24日（水）午前9時から令和7年9月29日（月）午後4時まで

(2) 配布場所

静岡県清水港管理局のホームページ上にて配布する。

アドレス：静岡県清水港管理局HP <http://www.portofshimizu.com>

(3) 配布方法

ホームページからダウンロードする方法による。

6 入札執行の日時及び場所

日時 令和7年10月9日（木）午前10時30分

場所 静岡県静岡市清水区日の出町9-25 静岡県清水港管理局 5階団体会議室

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。